

## 業務適正化委員会設置要綱について（例規）

〔平成2年12月28日〕  
兵警務例規第41号

業務適正化委員会設置要綱を下記のように定め、平成2年12月28日から実施する。

### 記

#### 1 設置

警察本部に、業務適正化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### 2 任務

委員会は、警察各部門における業務運営及び服務に係る問題点を抽出するとともに、その具体的かつ効果的な改善方策を総合的に検討することにより、業務運営及び服務の適正化に資することを任務とする。

#### 3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 警務部長

委員 総務部長

刑事部長

生活安全部長

地域部長

交通部長

警備部長

情報通信部長

警察学校長

警務部参事官

刑事部参事官兼組織犯罪対策局長

警務部監察官室長

#### 4 運営

(1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

#### 5 部会の設置

(1) 委員会に、総括部会及び次の専門部会を置く。

ア 総務部会

イ 警務部会

ウ 刑事部会

エ 生活安全部会

オ 地域部会

カ 交通部会

キ 警備部会

ク 通信部会

- (2) 総括部会及び専門部会の組織、構成及び審議事項は、別表のとおりとする。
- (3) 総括部会長及び専門部会長は、必要に応じて会議を開催し、調査審議した結果を、委員長に報告する。この場合において、専門部会長は総括部会長を經由して行う。
- (4) 委員長は、その他特定の事項について調査審議を行う必要がある場合は、特定の事項ごとに、特別部会を置くことができる。
- (5) (1)から(4)までに定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 6 庶務

委員会の庶務は、警務部警務課(企画第一係)において行う。